

令和4年度 就学援助制度について

☆保護者の皆様へ

南丹市では、経済的な理由によって就学困難な児童又は生徒の保護者の方に、学校で必要な経費の一部を援助する就学援助制度を設けています。

就学援助制度を受けることができる世帯等、就学援助の内容は次のとおりです。

1 就学援助制度を受けることができる世帯

本市に住所を有し、南丹市立小学校に在学する児童または南丹市立中学校もしくは京都府立中学校に在学する生徒の保護者で、次のいずれかに該当する世帯。

要 保 護

生活保護法による保護を受給している世帯。

準要保護

要保護に準ずる程度に困窮していると認められる世帯で、前年度又は本年度において、次のいずれかの措置を受けた、又は状態にある世帯。

- ① 生活保護法による保護の停止又は廃止
- ② 市民税の非課税又は減免
- ③ 個人事業税の減免
- ④ 固定資産税の減免（新築家屋の場合の減額ではありません）
- ⑤ 国民年金の掛金の減免
- ⑥ 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予
- ⑦ 児童扶養手当の支給（児童手当や特別児童扶養手当ではありません）
- ⑧ 生活福祉資金貸付制度による貸付
- ⑨ 保護者が職業安定所登録日雇労働者である
- ⑩ 保護者の職業が不安定で、生活が困難と認められる
- ⑪ その他特に援助が必要と認められる

※①～⑪を理由に申請の方は、所得等を調査し認定審査を行います。

2 就学援助の内容

要 保 護

修学旅行費、医療費(学校保健安全法施行令第8条の規定に基づく疾病の治療に限る)

※学用品費、学校給食費等については、福祉事務所から保護費として支給されます。

準要保護

学用品費、通学用品費、修学旅行費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、通学費、学校給食費、医療費(学校保健安全法施行令第8条の規定に基づく疾病の治療に限る)、PTA 会費等

3 就学援助制度の手続きについて

就学援助制度を受けようとされる場合は、以下の手続きが必要です。

申請に必要な書類(提出書類)

1) (要保護・準要保護) 児童生徒就学援助認定申請書

* 申請書は各小中学校にあります。

2) 添付書類

● 令和3年度 課税証明書

令和3(2021)年1月1日現在、南丹市に住民登録のある方は添付不要です。

* 令和4年6月以降に認定申請される場合は、**令和4年度 課税証明書**を添付してください。

[注意] 課税証明書が必要な方は、南丹市で課税証明書を交付することができません。
令和3(2021)年1月1日現在(6月以降の認定申請の場合は令和4(2022)年1月1日現在)、住民登録をされていた市町村で交付を受け、認定申請書に添付してください。

● 給付・減免措置関係の証明書類の写し

就学援助制度を受けることができる世帯の準要保護の要件のうち、③～⑧の制度の給付・減免措置等を受けている場合は、その受給証書・決定通知書等、証明書類の写しを認定申請書に添付してください。

4 認定手続きについて

- 必要事項を記入の上、申請に必要な書類を通学されている小中学校へ提出してください。なお、新規申請には、住所地の民生児童委員の所見が必要です。
- 認定となっても、継続して受給を希望される場合は、毎年度、継続申請が必要となりますので、所定の時期に継続申請を行ってください。

5 就学援助費の支給等について

- 認定の場合は、通学されている小中学校を通じて、毎学期末に支給いたします。
- 援助費は認定後からの支給となります。年度途中での申請など認定された時期により、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費など支給対象とならない場合がありますので、ご注意ください。
- 原則として各費目に係る経費については、一旦は保護者負担となりますが、事後において対象費用を限度額の範囲内で補助することとなります。

お問い合わせは

通学されている小学校・中学校または、
南丹市教育委員会 学校教育課 電話 0771-68-0056 (直通)